

千葉市公害健康被害救済補償要綱

昭和50年2月1日施行  
昭和51年1月12日全改正  
昭和63年3月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正  
平成25年10月7日一部改正  
平成26年6月1日一部改正  
令和元年5月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は一般財団法人千葉県公害防止協力財団からの拠出金を主な財源として、事業活動その他の人の活動に伴って生じた大気汚染の影響による健康被害に係る補償等を行うことによつて、健康被害に係る被害者およびその遺族の生活の安定ならびに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「廃止前の条例」とは、昭和49年11月30日付けで廃止された千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例（昭和47年千葉市条例第49号）をいう。

2 この要綱において「法」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）をいう。

3 この要綱において「法被認定者」とは、法の規定により市長の認定を受けた者（法第4条6項ただし書の規定に該当することとなつた者、法第7条に規定する認定の有効期間が満了した者、法第9条の規定により認定が取り消された者および法第4条第6項ただし書の規定により市長が認定したとみなされる者で当該認定したとみなされたときから1年を経過しないでいる者を除く。）をいう。

4 この要綱において「要綱被認定者」とは、この要綱による改正

## (千葉県公害健康被害救済補償要綱)

前の千葉県公害健康被害補償要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により市長の認定の見直しを受けて認定された者（法第4条第1項の規定による認定を受けた者ならびにこの要綱第4条の準用規定により認定の有効期間が満了したものおよび認定が取り消された者を除く。）をいう。

- 5 この要綱において「疾病」とは、公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）による改正前の同令別表第1の1の項に掲げる疾病をいう。

### (給付の種類)

第3条 この要綱による給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 療養の給付および療養費
- (2) 障害補償費
- (3) 遺族補償費
- (4) 遺族補償一時金
- (5) 遺族補償金
- (6) 児童補償手当
- (7) 療養補償金
- (8) 療養手当
- (9) 短期療養手当
- (10) 葬祭料

### (要綱被認定者に対する認定の有効期間等)

第4条 要綱被認定者に対する認定の有効期間、認定の更新および認定の取消しに関し必要な事項は、法第7条から第9条までの規定を準用する。

- 2 市長は、要綱被認定者に対し、公害医療手帳（様式第1号）を交付する。

### (法の例による給付の支給)

第5条 市長は、要綱被認定者およびその遺族又は養育者ならびに葬祭を行う者に対し、法の例により第3条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号および第10号に掲げる給付の支給

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

を行う。

(遺族補償金の支給)

第6条 市長は、法被認定者および要綱被認定者が死亡したときは、その遺族に対し、遺族補償金を支給する。ただし、遺族が法又はこの要綱による遺族補償費の支給を受けることができる間は支給しない。

2 前項に規定する遺族補償金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、法又はこの要綱により既に支給を受け、又は受けることができる障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当および療養補償金ならびに旧財団法人千葉県公害防止協力財団から既に支給を受けた補償一時金の合算額に相当する額を控除した額とする。

(1) 当該認定に係る疾病に起因して死亡したとき

1 2 0 0 万円

(2) 当該認定に係る疾病以外の原因に起因して死亡したとき

6 0 0 万円

3 遺族補償金の支給を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、法被認定者又は要綱被認定者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 法被認定者又は要綱被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 法被認定者又は要綱被認定者の認定の申請又は認定の見直し申請の当時その者によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

4 遺族補償金の支給を受けることができる者の順位は、前項各号の順序により、同項第2号から第4号までに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。

(千葉市公害健康被害救済補償要綱)

- 5 前項の場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 6 遺族補償金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 7 遺族補償金の支給を受けることができる者が、第2項に規定する遺族補償金の額が確定するまでの間に次の各号の一に該当するに至ったときは、その者に対する遺族補償金は、支給しない。ただし、第2号から第4号までに掲げる場合で他に遺族補償金の支給を受けることができる遺族がないときは、この限りでない。
  - (1) 死亡したとき
  - (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
  - (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
  - (4) 離縁によって、死亡した法被認定者又は要綱被認定者との親族関係が終了したとき
- 8 遺族補償金の支給を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族補償金の支給を請求することができる。前項の規定により遺族補償金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも同様とする。

**(療養補償金の支給)**

第7条 市長は、法被認定者、要綱被認定者およびその養育者が法又はこの要綱による障害補償費又は児童補償手当の支給を受けることができないときは、その者に対し、療養補償金を支給する。

(千葉県公害健康被害救済補償要綱)

- 2 前項に規定する療養補償金の額は、1月につき4千円とし、その支払いは、定期的に行うものとする。
- 3 法第11条の規定は、前2項の規定による療養補償金の支給について準用する。

(短期療養手当の支給)

- 第8条 市長は、法被認定者および要綱被認定者が法又はこの要綱による療養手当の支給を受けることができない場合において、当該認定に係る疾病につき法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる療養を受けた日数が1月につき2日又は3日であるときは、その者に対し、短期療養手当を支給する。
- 2 前項に規定する短期療養手当の額は1月につき4千円とする。

(未支給の給付)

- 第9条 市長は、第3条に掲げる給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。
- 2 未支給の給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。
  - 3 未支給の給付を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付の請求)

- 第10条 遺族補償金の支給を受けようとする者は、遺族補償金請求書（様式第2号）を、療養補償金の支給を受けようとする者は、療養補償金請求書（様式第3号）を、短期療養手当の支給を受けようとする者は、短期療養手当請求書（様式第4号）を、未支給

## (千葉市公害健康被害救済補償要綱)

の給付の支給を受けようとする者は、未支給の給付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 療養補償金及び短期療養手当の支給の請求は、当該請求をすることができるときから2年を経過したときは、することができない。

3 遺族補償金の支給の請求は、被認定者が死亡したとき（法又はこの要綱による遺族補償費を受けることができる者がいる場合においては、法第29条第3項に規定する期間が満了した時又は法第35条第3項に該当するに至ったとき）から2年を経過したときは、することができない。

4 未支給の給付の支給の請求は、当該請求をすることができるときから5年を経過したときは、することができない。

### (他原因の参酌)

第11条 市長は遺族補償金（第6条第2項第2号に掲げるものを除く。以下本条において同じ。）療養補償金および短期療養手当の額を定めるにあたり、法の例により他の原因を参酌することができる。ただし、遺族補償金にあつては、6百万円を参酌の対象とする。

### (給付の免責)

第12条 この要綱による給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、市長はその価額の限度で当該給付を支給する義務を免れる。

### (不正利得の返還)

第13条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による給付の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該給付の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

### (譲渡又は担保の禁止)

第14条 この要綱による給付の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。

### (附帯事業)

第15条 市長は、この要綱による附帯事業として公害保健福祉事

(千葉県公害健康被害救済補償要綱)

業を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は昭和51年1月12日から施行する。ただし、第6条および第7条の規定は、昭和49年11月30日から適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱施行期日までに係る給付の支給については、なお従前の例による。

2 法被認定者又は要綱被認定者が昭和49年11月30日からこの要綱施行の前日までの間に死亡した場合において、その遺族が当該死亡について旧要綱の規定による遺族見舞金の支給を受けたときは、第6条の規定による遺族補償金の額は、同条第2項の規定により算出した額から当該支給を受けた遺族見舞金の額を控除する。

3 前項の場合において、当該死亡した法被認定者又は要綱被認定者に支給すべき第7条の規定による療養補償金があるときは、市長は、その者の遺族の請求に基づき、当該療養補償金を支給することができる。この場合においては、第6条第3項から第8項までの規定を準用する。

4 要綱被認定者に対する認定の有効期間の始期は、昭和49年11月30日とする。

5 要綱被認定者に対して交付された旧要綱第5条第3項の規定による公害医療手帳は第4条第2項の規定による公害医療手帳とみなす。

附 則

(千葉県公害健康被害救済補償要綱)

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



記号番号 千葉 \_\_\_\_\_

公害医療手帳

認定 昭和 年 月 日 から  
有効期間 年 月 日まで

氏名 \_\_\_\_\_

(千葉市)

治療記録

治療年月日	入院・入院外 の別	公害医療機関の名称

この手帳について

- 1 認定疾病について治療を受けるときは、この手帳を病院や診療所等の公害医療機関に提示してください。
- 2 認定疾病について治療を受けたときは、この手帳の治療記録の欄に記入してください。
- 3 この手帳の1ページに記入してある事項に変更があったときは、この手帳を添えて届け出てください。
- 4 この手帳を他人に貸したり、譲ったりしてはいけません。
- 5 この手帳は、無くさないように、大切に持ちください。もし、破ったり、無くしたり、汚したときなどは、再交付を申請してください。
- 6 認定疾病が治ったとき、この手帳の有効期間が満了したとき、認定の取り消しを受けたとき、又は被認定者が死亡したときには、この手帳をすぐに返還してください。

交付年月日

千葉市長



氏名	男	明治	年 月 日生
	女	大正 昭和	
住所 (年月日変更)			
住所 (年月日変更)			
住所 (年月日変更)			
認定疾病の名称			

1

治療記録

治療年月日	入院・入院外 の別	公害医療機関の名称

2

治療記録

治療年月日	入院・入院外 の別	公害医療機関の名称

3

# 遺族補償金請求書

.....年.....月.....日

(あて先) 千葉市長

請求者

住所	.....
氏名	.....
連絡先電話番号	.....
連絡先電子メールアドレス	.....@.....

千葉市公害健康被害救済補償要綱第10条第1項の規定により遺族補償金の支給を受けたく請求します。

死亡した 被認定者	認定番号	千葉 ー			
	ふりがな		男・女	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	氏名				
	住所				
	死亡年月日	年 月 日	認定年月日	昭和 年 月 日	
認定疾病	1 慢性気管支炎    2 気管支ぜん息    3 ぜん息性気管支炎    4 肺気しゅ				

	ふりがな 氏名	性別	生 年 月 日	住 所	死亡した被認定者との関係
請求者		男・女	. . ( 歳)		
請求者 以外で 遺族補 償金を 受ける ことの できる 遺族		男・女	. . ( 歳)		
		男・女	. . ( 歳)		
		男・女	. . ( 歳)		
		男・女	. . ( 歳)		

決 定	補 償 金		百万			千			円		備考
	控 除 額										
	支 給 額										

- 注 1 決定欄は記入しないでください。  
 2 この請求書には、裏面の書類を添付してください。

## 添付書類

- (1) 死亡診断書
- (2) 遺族補償金を受けることができる者と死亡した被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本
- (3) 住民票の写しその他死亡した被認定者との生計維持関係を明らかにする書類
- (4) 遺族補償金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、請求者に対する請求者以外の全員の請求及び受領に関する委任状

(様式第3号)

# 療養補償金請求書

(あて先) 千葉市長		年	月	日
請求者	住所			
	連絡先電話番号 ( )			
	連絡先電子メールアドレス @			
	ふりがな	被認定者との関係		
	氏名			

千葉市公害健康被害救済補償要綱第10条第1項の規定により療養補償金の支給を受けたく請求します。

被認定者	公害医療手帳の記号番号		認定疾病の名称	
	千葉一		1 慢性気管支炎	2 気管支ぜん息
	ふりがな		3 ぜん息性気管支炎	4 肺気しゅ
	氏名	男・女	生年月日	明治 年 月 日 大正 昭和
	住所			

※	年	月	日	支給額					円	支給	年	月
決定						4	0	0	0	開始月		

※ 決定欄は記入しないでください。

# 短期療養手当請求書

被 認 定 者	公害医療手帳の記号番号 千葉一		生年月日	明治
	ふりがな			大正 年 月 日
	氏名		昭和	
	住所		認定疾病	1. 慢性気管支炎 2. 気管支ぜん息 3. ぜん息性気管支炎 4. 肺気しゅ
療養を受けた日の 属する月		年 月	療養を受けた日数	通院 日
療養を受けた病院等の 名称および所在地				

千葉市公害健康被害救済補償要綱第10条第1項の規定により短期療養手当の支給を請求します。

年 月 日

(あて先)

千葉市長

請求者 { 住所  
氏名  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  
.....@.....

※ 決 定	療 養 実 日 数		支 給 額			
	年 月 通院 日		¥	4	0	0

※ 決定欄は記入しないでください。

※ 短期療養手当は、「その月において、通院日数が2日又は3日であるとき」に支給されます。

# 未支給の給付請求書

公害医療手帳の記号番号		千葉一	死亡年月日	年 月 日	
支給前死亡者	ふりがな			性別	男 ・ 女
	氏 名				
	生年月日	明治・大正・昭和		年	月 日
請求者	ふりがな			性別	男 ・ 女
	氏 名				
	生年月日			年	月 日
	住 所				
	支給前死亡者との身分関係				
未支給の給付の種類	1療養費 2障害補償費 3遺族補償費 4遺族補償一時金 5療養手当 6葬祭料 7療養補償金 8短期療養手当 9療養補償金 10遺族補償金				
添付書類名					

千葉市公害健康被害救済補償要綱第10条第1項の規定により未支給の給付の支給を請求します。

年 月 日

請求者 {

住 所

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

.....@

(あて先) 千 葉 市 長

※決定	未支給の給付の種類										支 給 額			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				

※決定欄は記入しないで下さい。